

ID: 246

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程 第8条第1項		
例規番号	平成22年 企業管理規程第12号		
<p>【根拠条文】 (指定の更新)</p> <p>第八条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、当該指定期間満了の日の一月前までに、別記様式第一号による申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請に係る手数料及び申請書に添付又は提出する書類等については、第四条の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び聖籠町排水設備等申請マニュアルによる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日